

(PDF 版・4の5のイ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」(169-190 頁)

「二 教義学の規準」

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っており、換言すれば客観的側面であるその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性＞」）とその「啓示の出来事の中での主観的側面」である「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性＞」）を前提条件とした、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性（主観的な「認識的なくラチオ性＞」）と客観的な「存在的なくラチオ性＞」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の＜しるし＞」）としてのイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」である「啓示との＜間接的同一性＞〔区別を包括した同一性〕」において現存している「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としてのイエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕であり、教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である聖書を持っており、そしてその聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした（聖書をヘーゲル的に言えば媒介・キルケゴール的に言えば反復することを通した）教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（Credo、「啓示の＜しるし＞の＜しるし＞」）としての第三の形態の神の言葉である教会の宣教を持っているのであるから（「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから）、「＜ルター派的＞、＜改革派的＞、＜聖公会的＞な〔差異〕形態」における福音主義的な「同一教会内部での異なった神学的学派と思想方向の対立においては、最後の、それらの対立を永遠に続けさせる永遠化を意味することはできない。

「したがって、その対立は、」まさに対立であろうと欲しないし、対立であり続けよう
としないところでだけ、純粹であることができる。「したがってまた、」それらの対立
を＜主張する＞に当たって、最終的には常にただそれらの対立を＜克服すること＞が
問題であることができる」。このような訳で、「その作業の目標は、……〔具体的に
は、「聖書への絶対的信頼」に基づいた、聖書を自らの思惟と語りと行動における原
理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした〕対立の除去、信仰告白の共通的な解
釈の達成、その限り〔Credoとしての第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な
＞〕古い信仰告白を……除去しない〔で、それを〕凌駕しているところの〔「神の言葉
の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続した「キリスト教に固有な」類の深
化と豊富化としての〕新しい信仰告白でなければならない。「＜ルター派的＞、＜改
革派的＞、＜聖公会的＞な〔差異〕形態」における福音主義的な「同一教会内部での
異なった神学的学派と思想方向の現実存在」は、「それとしてそれぞれ異なった『信仰
告白的現状』を、…超えて、すべての教えの相違性は不完全さの性格を持つことがで
きるだけであって、決してその全体の中での教会の喜ばしい富という意味を持ってお
らず、また教会の不決断と、それ故にずたずたにひきさかれた姿〔「教会の貧弱さ」〕
を意味しているが故に、……聖書の権威に聞こうとしている用意を含んでいる」。し
たがって、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態
の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・不定・審判
者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白お
よび教義（Credo）としての「共通的な信仰告白からして、また共通的に承認された聖
書の権威からして、異なった神学学派と思想方向は、相互に全く真剣に聞き合い、教
示を、それが事実〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態
の〕神の言葉から続いて起こって来るところで相手側から受け取り、それが必要な場
合には自分自身の立場を、〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法
廷・審判者・支配者・標準とした〕信仰告白的な向かい合う相手の抗議に基づいて、
訂正して行くよう要求されているのである〔聖書を自らの思惟と語りと行動における
原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした「開いた態度」が要求されてい
る〕」。したがってまた、そのことは、聖書の啓示証言における「〔啓示の〕真理が問題
ではない」ところの、「何かある伝承あるいは何かある〔時流や「同時代の人たちの思
考の前提」・「そこから形成された理解の規準」等の〕特殊な在り方をそれとして原理
的に保持することが問題である態度の中で、意味深くあったり、実り多いものである
のではない。そのような意味の信仰告白的な態度は、禁じられている態度である」。な
お、イエス・キリストにおける神の自己啓示、「啓示自身が持っている啓示に固有な自
己証明能力」の＜総体的構造＞、「存在的なく必然性＞」・「認識的なく必然性＞」・「存
在的なくラチオ性＞」・「認識的なくラチオ性＞」については、「カール・バルト——彼
自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その1）

＜イエス・キリストにおける神の自己啓示＞および＜その自己証明能力の総体的構造＞ならびに＜まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会＞」を参照されたし。

「われわれは、以上のことでもって、ただカルヴァンおよび昔の改革派教会〔「十六世紀および十七世紀の改革派の者たち」〕と神学が、ほかの福音主義的教会の教えに相対して事実とった態度を記述しただけである……」。「カルヴァンは、一五四九年のチューリッヒ一致信条についての討論で、布林ガーと論争した時……繰り返しルターに聞いたということ、〔先ず以て、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として聖書に聞いたのではなく、先ず以て第三の形態の神の言葉である教会に属する〕ルターを通して聖書から自分たちに向かって語らせたということは疑いの余地のないことである」。したがって、「人は、確かに、改革派の聖餐論は、……また改革派のキリスト論も、十六世紀および十七世紀において、まさに〔あの問題に満ちた〕ルター主義の関心事を聞き、自分自身の教説の記述の中に取り入れようとする努力によって支配されていたとすることができる」。

「〔あの問題に満ちた〕ルター主義の関心事」については、＜（PDF版・4の4のイ）『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」＞の最後の段落で述べた『ルートヴィッヒ・フォイエルバッハ』を参照されたし。したがって、「そのような努力」は、「結局徒労に終わった」だけであった、「ルター派の者たちから見てただくだらない妥協への誘いかけのように思われるだけであった……」。しかし、「カルヴァンおよび昔の改革派教会〔「十六世紀および十七世紀の改革派の者たち」〕」は、「確かに、人が既に語ったように、どんな犠牲を払っても合同神学者であろうとしたのではなかった……」、「自分たちの立場を、ただ単に命じられた決然さをもって守り抜いただけでなく、また同じように命じられていた＜開いた態度＞をもって守り抜いた」。「その点では、彼らの信仰告白的な態度」は、「あの戦いの実質的な問題『ルートヴィッヒ・フォイエルバッハ』において指摘されている問題」に関して何が言われようと、またルター派の者たちのそれに対抗する態度に関してどう判断が下されようと、とにかく模範的であった」。「しかし、ここでもまた、……一九世紀において、その当時の合同の内部と外部において、教派間の対話が、共通的な信仰告白に関する一般的な弛緩という前提の下で起こった限り、そのことは、まさに〔前段で述べた〕あの開いた態度が今や両方の側で原則的に不可能となったということの中で示された」。言い換えれば、そこでは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての「信仰告白の共通性が疑わしいものであつ

たし、疑わしいものであったその程度に应じてまた、その相違性の中での信仰告白の解釈は疑わしいものとならざるを得なかったし、疑わないでいることもできたところの風変わりな特殊性と独善という性格を持たざるを得なかった」ということが示された。

そのような訳で、そこでは、「神学」は、「一方において、〔第三の形態の神の言葉である教会に属する〕父祖たちの中に……**神的真理の先行する証人を見て取らず**」、換言すればその父祖たちの、「啓示との＜間接的同一性＞」において現存しているその最初の直接的な第一の「啓示の＜しるし＞」である第二の形態の神の言葉である預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」教会教義学の課題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、すなわち神の命令・要求・要請、すなわち全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え、すなわち区別を包括した単一性において「教えの純粋さを問う」教会教義学に包括された「正しい行為を問う」（「特別的な神学的倫理学」の課題）という連関と循環における信仰告白的な態度を見て取らず、「むしろ自分自身の歴史的な現実存在の補足的な証人を見て取り、そのような〔彼の人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された彼の意味世界・物語世界・神話世界における〕**補足的な証人として評価された父祖たちに対するロマンチックな崇拜の宣言というものになった**」。また、そこでは、「神学」は、「他方において、……一六世紀の信仰告白の中ではっきり言葉に出して述べられている相違性のほかに、……両方の教会の教え全体と生全体の、……信仰告白書の中で現われている……聖餐と選びに関する相違というものと、父祖たちが自分自身を理解したよりも表向きもっとよく理解しながら、……**最後に**〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とするのではなく、西欧近代における「人間学の後追い知識」としての混合神学において、〕**そのような一般的な、宗教史的、精神史的、文化史的な違いに対して、かつて父祖たちを実際に分かっていた者に対してよりもより多くの興味を示した……そのような内的および外的構造の違いが存在しているということを発見し始めた**」。そのようなことは、「カルヴァンおよびルターが、また昔のカルヴァン派の者たちとルター派の者たちは、夢にも考えなかったことである」が、「より悪い半分は、ただ全く審美的に歴史化しながら、…より悪い半分は、特定の世俗的な、特に民族主義的な気分と時代の流れに従いながら、……表向きいわゆる『カルヴァン主義』と『ルター主義』という型として受け取

り、そのような型を生きようとした」。「それらの教會的な〔差異〕形態の中で」、「その表現を持つようになった西ヨーロッパの人間とゲルマンの人間の『型』として受け取り、それを生きようとした」、「それぞれの人種、民族性、言語、歴史を通して規定された特有の敬虔性とそれに固有な倫理的情熱とそれと結びついた世界理解の『型』として受け取り、それを生きようとした」。「まさにそれらの型の中で、人は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕聖書の真理を問うかつての問の真剣さを忘れてしまった後で、……より大きな真剣さをもって〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教會における〕教派的な分離の原理を見て取ると考えたのである」。したがって、「まさにそれと共に、福音主義教會内部での相互関係における〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教會の宣教の思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした〕＜開いた態度＞は、根底からして不可能なものにされてしまった」。したがってまた、「望みのないほど絶望的で実を結ばない対立でなければならない必要は毛頭なかった」ところの「十六世紀および十七世紀において企てられ成り立っていた対立」と違って、その「福音主義教會内部での対立は、ただ望みのない仕方です身を結ばない対立であることができただけであった」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方であの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教會」共同性を目指して自分を開いて行く態度を取らない「その中では、結局ただ『ドイツ国民性』と『ラテン精神』が対立しつつ立っているだけである『ルター主義』と『カルヴァン主義』」は、「何を互いに話し合い、相手から受け取るべく持っているであろうか」。「人が、福音主義的教派をそのような原理〔党派主義、党派的多元主義〕、そのような世ノモロモロノ靈力（コロサイ二・八）に縮小してしまうところでは、福音主義的教派に属する者たちは、……結局互いに撃ち合い相手を傷つけ合うことができるだけ」である。したがって、福音主義的教派に属する者たちは、「両方の側から……〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教會の宣教の思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした〕開いた態度へと戻るべきである」し、「もう一度戦いを実際の父祖たちが戦った場所で、換言すれば聖書の注釈〔解釈〕として、それ故に共通的な信仰告白の注釈〔解釈〕として」、換言すれば第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ

故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての「共通の信仰告白の解釈〔注釈〕として」、「全くただこの戦いとしてだけ取り上げるようにということから成り立っていないなければならない……」。「その時には、人は、再び、互いに一緒にいるところで互いに相分かれているであろう」、「その時には確かに、〔「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化の時間累積により、〕十六世紀および十七世紀に起こったよりもはるかによい仕方で、より親密に、一緒にいることができるであろう」。

そのような訳で、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」——この「一つの事柄に仕えなければならないのであって、ひとつの党派〔学派、教派、主義、思想傾向、「同時代の人たちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」〕に仕えなければならないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を区別しなければならないのであって、別な一つの党派に対して自分の立場を区別しなければならないわけではない……」のであるから、不可避免的に所属した福音主義的な＜ルター派＞、＜改革派＞、＜聖公会＞の教会の場所において、「福音主義教会が、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞〕古い信仰告白」を、「はっきりと言葉に出して超え出ている新しい信仰告白の形で公に責任をもって表明しつつ合同を見出し遂行していない限りは」、人間的理性や人間的欲求やによって「わがまま勝手に」恣意的独断的に「合併した教会を想定したり、……理念的に合同の立場を展開して行くことは、……〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、それに聞き教えられることを通して教える教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学のなすべき事柄ではない」。「教会は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返す〕人間が神に聞くというこの一事によって——神が人間に語り給うゆえに聞き、神が人間に語り給うことを聞くというこの一事によって、基礎づけられ、支えられているのである。（中略）このことが〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」、「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕起こるところ、そこではたとえ二人三人の集ま

りであっても、またこの二人三人が決して選り抜きの人でなくても、また高い水準にさえ達していなくても、またむしろ人間の屑に属する者であるようなことがあっても、教会は存在する」、それ故にそうでない場合には、「どのような大群衆をその中に擁し、どのように優れた個人をその中に擁していても教会は存在しない。またそれが、もっとも豊かな生命を示し、国家と社会において、どのように尊敬されようとも教会は存在しない」（『啓示・教会・神学』）。したがって、東京神学大学の実践神学者の小泉健（Web上の資料「R・ボーレンの説教学の教会論的基礎づけ」）や東北学院大学の神学者の佐藤司郎（Web上の資料「R・ボーレン以後の説教学の動向」）が、
＜バルトの神の言葉の神学においては人間の経験の位置づけが弱いから、人間の経験を尊重すべきである＞と、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」聖書だけでなく、人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍をも原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした時、彼らの神学は、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての神学から逸脱しているのである。まさに彼らは、自然の一部である個体的自己としての全人間の身体（肉体）と精神（意識）を介した普遍的で実践的な全自然（自己身体、性としての他者身体、宇宙を含めた外界としての自然）との相互規定的な対象的活動から派生して来る自然科学と人文科学に関する自由な学問と研究の場である大学社会において、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの神学〔自然神学の段階で停滞する神学〕」をなしたのである。そのような神学は、まさにフォイエルバッハが、『キリスト教の本質』で、客観的な正当性と妥当性をもって、根本的包括的に原理的に批判したように、「（中略）神の啓示の内容は、〔聖書的啓示証言におけるキリストにあっての〕神としての神から発生したのではなくて、人間的理性や人間的欲求やによって規定された神から発生した……。 （中略） こうして、この対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない！』……」のである。バルト違って、彼らには、そのことに対する認識と自覚が欠如しているのである、すなわち彼らは、そのことから対象的になって距離が取れていないのである、それ故に彼らは、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」「大学社会の神学〔自然神学の段階で停滞する神学〕」（『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』）にどっぷりと浸かったままなのである。したがって、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学が、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」聖書だけでなく、「特定の人種、民族、国民」、特定の社会構成——支配構成、観念の共同性を本質とする法的政策的な国家の言語、哲学、道徳等を原理・規準・法廷・審判者・支配者・

標準とする時には、その最初から「誤謬は必然」となるのである。したがってまた、「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、それ故に「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものである主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト<の>信仰」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある「イエス・キリストが信ずる信仰」）としてのイエス・キリストを、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において「律法の目標としない」時には、律法は、区別を包括された単一性において純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式であるにも拘らず、二元論的に対立させられ分離されて人間的な「自然法や抽象的理性や民族法という形に転倒されてしまうのである」。したがってまた、「先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」聖書の判決に依存するのではなく、「最終的に……教会の教職の判決に、……間違ふことはありえないものとして振る舞う歴史的——批判的学問の判決に依存させてしまう」時、その最初から「誤謬は必然」となるのである。

そのような訳で、先に述べたフォイエルバッハや自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階における共同的宗教としてのキリスト教の最後の形態は政治的な近代国家であると規定したマルクス（『ユダヤ人問題によせて』）だけでなく、例えば人間学的領域で思惟し語るハイデgger自身が、「新約聖書の釈義に役立つ新しい哲学的な鍵を、前期ハイデggerの哲学に見出したブルトマン」およびその学派に対して、客観的な正当性と妥当性とをもって、根本的包括的に原理的に、次のように「揶揄」・批判しているのである——「『今日まさにこのマールブルクでは、無理やり模造された敬虔さと結びついて、弁証法の見せかけがとくに肥大している』が、それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』、『いわゆる〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化されたところの、その人間の意味世界・物語世界・神話世界における〕存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ〔聖書の啓示証言におけるキリストにあつての神としての〕神を見失うことではなかろうか』」、と（木田元『ハイデggerの思想』）。また、言葉の専門家であり、文芸批評家であり、思想家である吉本隆明は、次のように述べている——「（中略）ぼくは、マタイ伝の象徴している思想内容にくらべたら、史実性はあまり問題にならない……。 （中略）日本でいえば荒井献さんでもいいし、田川健三さんでもいいんですが、歴史的イエスをどこまで限定できるかとか、できないとか、そういう立証のしかたや歴史観があるわけでしょう。ぼくはいまでもそれほどの重要性があるとはおもっていないんです。それからそれがほんとうに、そういうふうに実証できているともおもえないところがあります」（『信の構造2——全キリスト教論集成』）、「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点

をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的＜事実＞であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうがいいとおもいます」（『敗北の構造』「南島論」）、「……＜奇蹟＞（中略）たとえば、お前は癒された、立てといたら癩患者が立ち上がった……。これは自分流の言葉〔文芸批評あるいは思想の言葉〕でいえば、比喩なんです。比喩の言葉というのは、あるばあいにはストレートな真実の言葉よりもっと真実を語ることがありうるわけで、これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういいかげんなことを書いてる本だという以外にないわけです。しかし、言葉としての聖書というのは、＜信仰の書＞として読んでも、＜文学書＞として読んでも、あるいは＜思想の書＞として読んでも、どんな読み方をしようと人間をのめり込ませる力があるとするれば、これは叡知じゃないとこういうことは言えないという言葉が、そのなかに散らばっているからです。たとえばイエスが、『鶏が二度なく前に私を三度否むだろう』と言うと、ペテロはそのとおりにちやつたみたいなエピソードをとっても、人間の＜悪＞というのが徹底的にわかっていないとだめだし、心というのがわかっていないとだめだし、同時にこれはすごい言葉なんだというのがなければ、やっぱり感ずるということはないとおもうんです」（『＜非知＞へ——＜信＞の構造 対話編』

「吉本× 末次 滝沢克己をめぐって」）、と。言葉の専門家で作家の太宰治は、『正義と微笑』で、次のように書いている——「聖書を読みたくて来た。こんな、たまらなく、いらいらしている時には、聖書に限るようである。他の本が、みな無味乾燥でひとつも頭にはいつて来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいしたものだ」。